

聖書における売春女性

中野敬一

Prostitutes in the Bible

NAKANO Keiichi

神戸女学院大学 文学部 総合文化学科 准教授

連絡先：中野敬一 〒662-8505 西宮市岡田山4-1 神戸女学院大学文学部総合文化学科
k-nakano@mail.kobe-c.ac.jp

Summary

In this paper, I explored how prostitutes are treated in the Bible. “Shrine prostitute” and “harlot” appear in the Old Testament. The shrine prostitute was a custom of paganism and was forbidden in Israeli holy places (ex. Deuteronomy 23:18). In fact, however, immoral sexual acts with shrine prostitutes were observed in Israel, and the prophets foretold the judgement of God (ex. Hosea 4:14). On the other hand, Israelis did not criticize harlots as shrine prostitutes.

“Prostitute”, which is a synonym of “harlot”, appears in the New Testament. Their social status was low; they were discriminated against by the class of Jewish leaders such as the scribes and the Pharisees. However, Jesus said to them, “the tax collectors and the prostitutes are going into the kingdom of God ahead of you” (Matthew 21:31). In addition, he accepted “a sinful woman” (Luke 7:36) who was a prostitute. Jesus invited her to salvation.

However, it may be said that the later Christian church and heritage did not follow this position of Jesus. For example, the apostle Paul forbade sexual immorality in the Corinth church and commanded that it remove people who performed such an act. Paul banned a Christian and a prostitute from becoming one body and stated, “fornicators will not inherit the kingdom of God” (I Corinthians 6:10).

The thoughts of Paul were inherited by the later Christian churches. Abstinence was made much of in the Church Father era, and prostitutes were removed from churches. However, it was recognized as “a necessary evil” at the same time. Furthermore, this tendency continued in the Catholic Church of the Middle Ages, and the church approved prostitution to protect the purity of society and the church. Religious reformers also discriminated harshly against prostitutes, but accepted them as “a necessary evil” in the same way as the Catholic Church.

Keywords: prostitute, temple prostitute, sexual immorality, adultery,
Apostolic Fathers

要　旨

本論では聖書において「売春女性」がどう扱われているかを確認した。まず旧約聖書では「神殿娼婦」と「遊女」が登場する。神殿娼婦は異教の習慣であり、イスラエルの聖所においては厳しく禁じられていた（例：申命記 23:18）。しかし実際にはイスラエルにおいても神殿娼婦との淫行がみられ、預言者は神の審判を予言したのである（例：ホセア書 4:14）。一方、遊女に対しては神殿娼婦ほどの非難はなされていない。

新約聖書には、旧約聖書における「遊女」の同義語である「娼婦」が登場する。彼女たちの社会的地位は低く、特に律法学者やファリサイ派などのユダヤ教指導者層から差別されていた。しかしイエスは「徴税人や娼婦たちの方が、あなたたちより先に神の国に入るだろう」（マタイ福音書 21:31）と述べた。また「罪深い女」（ルカ 7:36）と呼ばれていた娼婦を受け入れた。イエスは彼女たちを救いに招いたのである。

しかし、後のキリスト者やキリスト教会はイエスの姿勢を継承しなかったと言える。例えば、パウロはコリント教会における淫行を禁じ、そのような行いをなす人々を排除するよう命じた。彼はキリスト者が娼婦と一体になることを戒めており、「みだらな者は神の国を受け継ぐことができない」と述べた（コリント 6:10）。

パウロらの思想は後のキリスト教会に受け継がれた。教父時代においては禁欲が重視され、売春女性は教会から排除された。しかし、同時に「必要悪」として認められた。さらにこのような傾向は中世ヨーロッパのキリスト教会にも継続され、社会や教会の純潔が守られるために、売春は是認されるのである。宗教改革者たちも売春女性を厳しく差別したが、カトリック教会と同様「必要悪」として彼女たちを容認したのである。

キーワード：売春女性、神殿娼婦、みだらな行い、姦淫、使徒教父

はじめに

キリスト教は性に関する問題に対して厳しい目を持つと世間一般で認識されていることが多い。関連して「売春」についても同様である。キリスト教のイメージとして「聖」や「純潔」、「禁欲」といった言葉が挙げられるのが理由の一つだろう。たしかにキリスト教の歴史や文化において初期の時代からそれらのイメージが重視されてきたのは事実である。

しかし、そもそもキリスト教の正典である旧・新約聖書に描かれている時代において、売春女性たちはいかなる扱いを受けていたのだろうか。各書において売春女性に対する批判的な言葉は見られるが、温度差もある。旧約時代においては「神殿娼婦」に関することが問題とされてはいるが、一般の売春女性（「遊女」）についてさほど関心が払われていない。新約時代においては、売春女性（「娼婦」）たちに対する差別は見られるが、彼女たちと向き合うイエスの姿勢はその逆である。彼女たちを積極的に神の福音に招き、彼女たちの存在を受容した。しかし後の時代では、売春女性に対するキリスト教の姿勢がそれとは大きく異なっていくことになる。なぜそのようになったのか。本論では旧・新約聖書における売春女性がどのように扱われていたかを確認し、その認識が後の時代において変化していく過程を考察する。

1. 旧約聖書における売春女性

1-1. 「神殿娼婦」

旧約聖書には売春に関連する女性として「神殿娼婦」（ケデーシャー）と「遊女」（ゾーナー）と訳される二つのヘブライ語の単語がある。まず神殿娼婦がどのように扱われているかを概観しよう。神殿娼婦は古代オリエントの豊穣儀礼において広く存在していた。幾つかの階層があり、最上層の女性たちは神との「聖婚」を行い、他の女性たちは聖所の参拝者と売春行為をすることによって、そこに収入をもたらした¹。例としてバビロンの神殿にはマルドゥク神（バアル神）と性交するための特別な部屋があり、神の性的欲求に仕えるため特別

に選ばれた女が夜な夜なここに横たわったという²。

このような周辺の異邦人世界とは異なり、古代イスラエルは神殿娼婦を禁じた。それは道徳的な理由だけではなく、イスラエルの民が異教の習慣に惹かれていくことで自分たちの神ヤハウエへの背信行為を行うことに繋がるからである。例えばモーセの時代にもイスラエルの民がシティムでモアブ人の娘たちに従い、その娘たちの神々を拝むという「背信の行為」を行っている（民数記25：1-2）。この娘というのは神殿娼婦であり、イスラエルの民はいとも簡単にバアル神を慕うようになってしまった。このように民のアイデンティティに関わる危険に絶えず晒されていたので、イスラエルは神殿娼婦の存在を恐れたのである³。

新共同訳聖書で「神殿娼婦」という単語が使用されているのは、創世記38：21-22、申命記23：18、ホセア書4：14である。順を追って内容を確認しよう。

まず創世記38章の場合には「神殿娼婦」という言葉が発せられたが、実際に現れてはいない。ここに登場するユダがその語を使用しただけである。ユダは自分を誘ってきたタマルを「娼婦」と思い込んで性的関係を持ったが、彼の友人にはタマルが娼婦であったとは言わず、神殿娼婦だったと告げた。娼婦との関係を持つことは許されないが、神殿娼婦なら許されるだろうと思ってのことであろう。外聞を気にしたユダは、自分が羽目を外したことを神殿娼婦という言葉を使ってごまかしたのである⁴。遊女と関係を持つことは世間的に恥すべきものであるが、相手が神殿娼婦ならば状況が変わるという考えをうかがい知ることが出来るエピソードである。しかし神殿娼婦ならば許されるという考え方は旧約聖書において認められておらず、神殿娼婦に対する厳しい態度が示されている。次の申命記を見てみよう。

イスラエルの女子は一人も神殿娼婦になってはならない。また、イスラエルの男子は一人も神殿男娼になってはならない。（申命記23：18）

他の民族、すなわち異教の神を信じる人々たちの中には神殿娼婦や神殿男娼

という存在があるが、イスラエルにおいては許されないと定められているのである。直後の19節には「いかなる誓願のためであっても、遊女のもうけや犬の稼ぎをあなたの神、主の宮に携えてはならない。いずれもあなたの神、主のいとわれるものだからである」と続く。この「遊女」は神殿娼婦を指し、「犬」は神殿男娼を指す⁵。神殿娼婦たちが献げる金銭さえも主なる神が厭われるものであるとし、古代イスラエルの聖所においては徹底的に排除されたのである。

さらにホセア書 4:14でも同様に神殿娼婦に対する厳しい言葉が見られる。

娘が淫行にふけっても嫁が姦淫を行っても、わたしはとがめはしない。親自身が遊女と共に背き去り神殿娼婦と共にいけにえをささげているからだ。悟りのない民は滅びる。

預言者ホセアが活躍した北イスラエルではヤハウェ宗教とバアル宗教と混淆した礼拝が行われ⁶、祭司も民も同じように公の儀礼の場で淫行を重ねていた(4:9参照)。このような酷い状況を目の当たりにして、国の滅亡は近いという神託をホセアは告げているのである。やがて預言の言葉は成就して北イスラエルは滅びた。後世の人々はその原因に神殿娼婦が大きく関連したことを周知させられたに違いない。

ところで旧約聖書には既出の引用に見られるように「神殿男娼」(カーデーシュ)が登場する。先に引用した申命記において神殿男娼になることは禁じられており、「犬」という表現からも彼らへの嫌悪感が強かったことがわかる。神殿男娼は列王記上 14:24、15:12、22:47、列王記下 23:7、ヨブ記 36:14でも言及され、「忌むべき」対象とされている。列王記上 14:24 では「その地には神殿男娼さえいた。彼らは、主がイスラエルの前から追い払われた諸国の民のすべての忌むべき慣習に従った」という記述があり、その存在が広く知れ渡っていたことがわかる。神殿ではなく、世間で遊女のように体を売っていた男性については聖書に記述が見当たらないが、そのことで一般の男娼がいな

かつたという証明にはならない。例えば古代オリエントの小アジアにいたヒッタイト民族には男娼の存在が認められている⁷。

1-2. 「遊女」

新共同訳の旧約聖書において、「遊女」は、レビ記 19:29、21:7, 9, 14、申命記 23:19、ヨシュア記 6:22, 25、士師記 11:1, 16:1、列王記上 3:16, 22:38、箴言 7:10, 23:27, 29:3、イザヤ書 1:21, 23:15, 16, 17、エレミヤ書 2:20, 3:3, 5:7、エゼキエル書 23:44、ホセア書 4:14, 15、ヨエル書 4:3、アモス書 7:17、ミカ書 1:7、ナホム書 3:4に登場する。

ちなみに「娼婦」も登場するが、創世記 34:31, 38:15、エゼキエル書 16:31, 33にそれぞれ出てくるが、いずれも「遊女」と同じ原語からなる。

遊女はどのような扱いを受けていたのであろうか。旧約聖書には幾つかのパターンがある。まず、男性を惑わす危険な存在であるとされ、警戒することが呼びかけられている。例えば箴言には「遊女は深い墓穴」(23:27) といった比喩や「遊女を友とする者は財産を失う」(29:3)、旧約続編のシラ書〔集会の書〕には、「娼婦にうつつを抜かすな。さもないと、財産をつぶしてしまう」(9:6)。「娼婦におぼれる者は、ますます向こう見ずな人間となる」(19:2) といった警告が見られる。

さらにイスラエルにおいては、道徳的な理由に加え、宗教的な理由からの遊女への差別が見られる。特に、神に仕える立場である祭司が遊女と結婚することや、祭司の娘が遊女となることは禁じられ、違反者には厳しい刑罰が求められた。

遊女となって身を汚した女、あるいは離縁された女をめとってはならない。祭司は神に属する聖なる者だからである。…祭司の娘が遊女となって、身を汚すならば、彼女は父を汚す者であるから、彼女を焼き殺さねばならない。(レビ記 21:7-9)

その他の用例としては、墮落した状態を表すのに遊女が比喩として用いられ

る場合がある。とくに預言者たちがイスラエルに使用しており、異教の国々に身を賣ることへの非難がなされている。例えば、イザヤやエレミヤも「遊女」を用いてイスラエルの背反を告発している。

どうして、遊女になってしまったのか 忠実であった町が。そこには公平が満ち、正義が宿っていたのに今では人殺しばかりだ。(イザヤ書 1:21)

あなたは久しい昔に輶を折り手綱を振り切って「わたしは仕えることはしない」と言った。あなたは高い丘の上 緑の木の下と見ればどこにでも身を横たえて遊女となる。(エレミヤ書 2:20)

ところで、遊女が基本的に好意的表現で描かれるることはほとんど見当たらぬが、常に批判的に描かれているとは限らない。ヨシュア記 2章から登場するラハブは好例である。エリコの町とその周辺を探らせるためにヨシュアから派遣された二人の斥候は遊女ラハブの家に泊まった。ラハブが彼らの知り合いでいたわけではなく、そこが隠れるためには最適の場所と考えたからであろう。しかし彼らの存在はエリコの王に知られてしまう。そこでラハブは王の家来に追われる二人をかくまって安全な場所に逃がした。やがてエリコの町はヨシュア率いるイスラエル軍によって全滅させられたが、その際ラハブとその父母や親族、関係者らは斥候との約束が守られて助けられたのである。このようにラハブは遊女という身分であったが、イスラエルに対する功績により長期にわたり好待遇でイスラエルの中に住むことが許された(ヨシュア 6:25)。ラハブは極めて例外的ともいえるが、彼女に対する高い評価については新約聖書(ヘブライ人への手紙、ヤコブの手紙)にも見られるほどである。それについては後に触れる。

ラハブ以外の例も挙げよう。士師記には、ギレアド人の勇者エフタは遊女のお子であったと記されている(11:1)。エフタはそのことで繼母から差別されたが、神からは退けられてはいない。遊女に対する差別や偏見が強いものである

なら、おそらくエフタが選ばれることはなかっただろう。

以上のように、古代イスラエルにおいて神殿娼婦は差別や非難の対象となっているが、一般の売春女性としての遊女はそれほど大きく問題視されていなかったと推測できる。性行動の乱れというならば、「姦淫」のほうが厳しく咎められているのである。

1-3. 姦淫について

旧約聖書、とくに律法では「姦淫」は厳しく禁じられている。モーセの十戒（出エジプト記 20:14）の一つであり、またレビ記 20:10には「人の妻と姦淫する者、すなわち隣人の妻と姦淫する者は姦淫した男も女も共に必ず死刑に処せられる」とあり、申命記 22:23-24にはある男が別の男と婚約している娘と姦淫した場合も死刑にされる、とある。このような掟は「女性の性を父権制的家族を維持する生殖手段と位置づけ、家父長（父または夫）の所有とみなす社会に由来しており、姦淫は夫たる市民の所有権の侵害とみなされて⁸」いたことによる。つまり道徳的な理由によるものではなく、所有財産に関する事柄として厳しい掟が定められたのである。

一方、旧約の預言者たちがイスラエルの民の神に対する背信を語る折にも、遊女と同様、姦淫という用語が使われた。この場合はイスラエルが性的奔放な妻であり、夫たる神を裏切り異教の神へ心変わりするという比喩である。これは愛によって結ばれた契約への裏切りである（ホセア 2:4-15、エレミヤ 3:1-13など参照）⁹。

娼婦や遊女の場合と比較すると姦淫に対しては厳しい態度が見られたが、この姿勢が逆に娼婦や遊女と男性が関係を持つことを大目に見るという風潮にも繋がっていったのではないかと考えられる。つまり隣人の妻や婚約者が危険に晒されないための一つの手段として遊女を利用したのである。制度や組織の維持のために不満や欲求のはけ口を用意するのは常套手段である。イスラエルが純粹に性に関する倫理規定を求めていたとするならば、遊女を社会から完全に閉め出すことは可能であったはずである。しかし、彼女たちはいずれの時代にも存在している。遊女は「必要悪」として容認されていたと考えられるのであ

る。

2. 新約聖書における売春女性

新約時代において売春女性はどのように扱われていたのだろうか。新約聖書には「神殿娼婦」という単語は出てこない。しかし神殿娼婦がこの時代にいなくなつたわけではない。ギリシアや小アジアでは神殿売娼が依然として行われており、初代教会はこれを純化するために多大の努力を要した¹⁰。旧約聖書で使用されている「遊女」や「娼婦」と同意語に当たる新約聖書の単語は「娼婦」(ギリシア語「ポルネー」)である。ポルネーは「売る」という意味の語であり、性的目的のために身を売る婦人を指す。このような職業娼婦は社会的禁制を受けていた¹¹。

2-1. イエスと娼婦

四つの福音書で「娼婦」という単語が見られるのは二箇所である。まず、「放蕩息子のたとえ」(ルカ 15:11-32)において、「ところが、あなたのあの息子が、娼婦どもと一緒にあなたの身上を食いつぶして帰って来ると、肥えた子牛を屠っておやりになる」(30節)というイエスの言葉がある。娼婦との関係が墮落の象徴であるという一般的な感覚で使用されている。しかしイエスは娼婦そのものを否定的に捉えているのではない。むしろイエスの娼婦に対する姿勢は次の箇所に表されていると言ってよいだろう。

イエスは言われた。「はっきり言っておく。徴税人や娼婦たちの方が、あなたたちより先に神の国に入るだろう。なぜなら、ヨハネが来て義の道を示したのに、あなたたちは彼を信ぜず、徴税人や娼婦たちは信じたからだ。あなたたちはそれを見ても、後で考え直して彼を信じようとしなかった。」
(マタイ 21:31-32)

イエスが「あなたたち」と呼んでいるのは、「祭司長や民の長老」(21:23)もしくは「祭司長たちやファリサイ派の人々」を指す。いずれも律法を重視す

るユダヤ教指導者層である。彼らから徵税人や娼婦たちは蔑視され、神の救いから除外された者とされていた。しかしイエスはその徵税人や娼婦たちの方が、ユダヤ教指導者たちより先に神の国に入るとして、「神の国は疎外されている人たちにこそ開かれている¹²」と主張した。つまりイエスの娼婦に対する眼差しは、差別的や否定的なものとは程遠かったのである。

ちなみに「娼婦」という単語は出てこないが、イエスが罪人と食事をして交流を深めている場面は重要である（例マルコ2:13-17）。イエスの様子を見たファリサイ派の律法学者は「どうして彼は徵税人や罪人と一緒に食事をするのか」（16節）とイエスの弟子たちに質問しているが、イエスは「罪人を招くため」に自分が来たのだと反論する。徵税人や律法違反をして罪人の烙印を押された人たちを招き入れるイエスの周りには、さまざまな立場の人が集まってきただろう。当然のようにそこに娼婦たちが加わっていたとしても不思議ではない。そのことは娼婦に対するイエスの態度を示している以下に挙げる物語からも想像できる。先に挙げた二箇所のように「娼婦」とは明示されていないが、おそらく娼婦であったと推測される女性が登場する。ルカ7:36以下の「罪深い女」である。

この町に一人の罪深い女がいた。イエスがファリサイ派の人の家に入って食事の席に着いておられるのを知り、香油の入った石膏の壺を持って来て、後ろからイエスの足もとに近寄り、泣きながらその足を涙でぬらし始め、自分の髪の毛でぬぐい、イエスの足に接吻して香油を塗った。（37-38節）

この女性は複数の注解書で娼婦と解釈されている¹³。その一方で女を娼婦とは断定しない解釈があるのは明確な記載が無いからである。ちなみにマタイ26:6-13、マルコ14:3-9、ヨハネ12:1-8には同様の塗油の記事があり共通点も多い。しかしひルカの記事はこれらの平行記事ではないと考えられる。マタイ等にある塗油の出来事はベタニアで起こったことであり、ルカの場合はガリラ

ヤである。ルカの物語は独自のものという立場を取るのが良い。そしてこの女性が娼婦であるという可能性は極めて高い。彼女は明らかに「罪深い」ことが世間で認知されていたからである。そこに集っていた人々もそれを知っていた（39節）。ただしそれが「姦淫（姦通）」のような大罪であるならば、彼女はそこにいることはない。そうであるならば律法に従って死刑に処せられているからである。つまり、それほどの罪ではないが人々から罪深い女と認知されないとすれば、娼婦と考えてほぼ間違いないと思われるのである。

ここで重要な点は、娼婦である彼女に対するイエスの態度である。「あなたの罪は赦された」（48節）とイエスは語った。娼婦が神の恵みから除外されていないことを公に宣言したのである。このようなイエスの姿勢に従っているならば、後の時代のキリスト者が青春女性を差別したり、迫害したりすることはあり得ないという結論に導かれるのではないだろうか。しかし後述するように結論は異なっていくのである。

ところで、この「罪深い女」は、直後（ルカ8:2）で言及されている「マグダラの女と呼ばれるマリア」（以下「マグダラのマリア」）だという説がある。しかし聖書では彼女はイエスによって「七つの悪霊を追い出していただいた」と説明されているだけである。「悪霊を追い出す」とは複数の病気を癒やしてもらったという内容を指すが、病気の種類は不明である。この説明だけではマグダラのマリアが娼婦であったのかどうかは判断できず、おそらく別人であろう¹⁴。荒井献も西欧文学や美術作品に描かれる「改悛した娼婦」としてのマリア像はルカ8:2の「マグダラのマリア」がルカ7:36以下の「罪深い女」と同一化されたものであり、それが六世紀の終わりに教皇グレゴリウス一世によって公認されてはいるが、元来これら二つの記事に相互関連はないと指摘している¹⁵。

ただし、グレゴリウス一世による公認以前の相当早い時期（4～5世紀）からキリスト教徒たちの間では、すでにマグダラのマリアと罪の女を同一視してきたという説もある。それに加えてローマ・カトリック教会からお墨付きをもらったことで、同じ人物という見解が現代まで一般に浸透してきたというの

である¹⁶。真相は不明であるが、それゆえに数多くの伝説が誕生したのであろう。9世紀に生まれた伝説には、マグダラのマリアは裕福な地主の寡婦として描かれ、夫が相続財産を遊興に使ってしまったことで売春婦になったというものもあるようだ¹⁷。おそらくこのような伝説は状況に応じて上手く利用されて、時には売春女性の存在を暗に認める役割を果たした、とも推測できる。

2-2. イエスと姦淫（姦通）の女

旧約聖書の折にも述べたように、「姦淫」は律法で厳しく禁じられており、違反した者には死刑（石打ちの刑）が適用された。ヨハネ福音書8:1-11の姦淫（姦通）の現場で捕らえられた女性の物語は有名であり、この女性に対するイエスの姿勢は興味深いものがある。ちなみにこの女性は娼婦であったという記述はなく、そのような解釈もほとんど見られない。

イエスは論争を挑んできたファリサイ派の人々たちに対して「あなたたちの中で罪を犯したことのない者が、まず、この女に石を投げなさい」（7節）と論点をずらすことで窮地から逃れた。つまりイエスは姦淫そのものを許しているわけではないのである。姦淫が律法違反の罪であるのは明白である。ゆえにイエスはこの女性に「これからは、もう罪を犯してはならない」（11節）と諭すのである。われわれはイエスが単純に性に関する乱れについて寛容かつ安易にそれを許容していたと考えるべきではない。彼は姦淫を罪として認めながらも、その罪を犯した人に救いの機会を与えていたのである。娼婦についても同様である。娼婦であることを積極的に容認したのではなく、差別されていた彼女たちに救いの道を開いたということなのである。

2-3. 初代教会（パウロ）の姿勢

イエスはすべての人が生き生き輝く存在として認められる「神の国」の福音を語ったのであり、娼婦だけでなく多くの被差別者たちと関わった。その彼らを招く姿勢ゆえにイエスはユダヤ教当局者から嫌悪され、十字架で処刑されるに至ったのである。では、イエスの直接の弟子（十二弟子）とその後継者（使徒）たちは、イエスが「招いた」人々とどのように関わったのであろうか。

まず使徒パウロの姿勢を確認しよう。パウロ自身によるもので「娼婦」とい

う単語が使用されている唯一の書簡は『コリントの信徒の手紙一』である。パウロはコリントに教会を設立して軌道に乗せる働きをしたが、新たな宣教のためにこの地を去った。その後教会には様々な問題が発生し、パウロがその解決のために手紙を記したのである。

発生した問題の一つが教会内における不道徳、性的な「みだらな行い」（ギリシア語で「ポルネイア」）である。具体的には「ある人が父の妻をわがものとしている」(5:1) というものであった。これは自分の継母との同棲を指す。パウロは「異邦人の間にもないほどのみだらな行為」であると憤慨し、しかも教会に所属する人々がその当事者を除外しなかったことを非難する。みだらな行いをした人を「パン種」に譬え、その存在が全体を膨らませてしまうことを恐れて取り除くように命じている。パウロは「新しい」「きれいに」「純粹」「眞実」といった用語を使用し（6-8節）、教会がそのようなもので満ちていることを望むのである。

このようにみだらな行いに対して厳しい処断を求めるパウロであるが、彼は単に道徳的な乱れを責めているのではない。性欲の力を危険視したのである。人の「抑制する力」は弱く、サタンに誘惑されやすいからである（7:5）。そして、誘惑に陥らないようにパウロは「結婚」を勧めているのである。パウロはみだらな行いを避けるための方法という消極的な意味を結婚に見いだしている。「自分を抑制できなければ結婚しなさい。情欲に身を焦がすよりは、結婚した方がましだからです」(7:9) と述べている。さらに彼は「わたしとしては、皆がわたしのように独りでいてほしい」(7:7) と言い、独身者でいることを積極的に勧めているのである。

さて、このような考え方をもっていたパウロは「娼婦」をどのように見ていたのであろうか。彼は娼婦と交わることも「みだらな行い」と考えている（18節参照）。そして、創世記2:24を根拠に、性的交わりを通して二人の人は一つの体になると論じて、そのことをさらに強調する。

あなたがたは、自分の体がキリストの体の一部だとは知らないのか。キリ

ストの体の一部を娼婦の体の一部としてもよいのか。決してそうではない。娼婦と交わる者はその女と一つの体となる、ということを知らないのですか。「二人は一体となる」と言われています。(コリントの信徒への手紙一 6:9)

パウロは娼婦と交わる「みだらな行い」が単に一時的な行為というのではなく、「一体」となるような深い結びつきを意味していると考えているのである。そして自らがみだらになったことで、その人が所属する教会までもがみだらになってしまうことを教会論から説明する。パウロによると、キリスト教徒の群れである教会は「キリストの体であり、また、一人一人はその部分」(12:27)なのである。キリストの体を形作る個々の部分がみだらな行いをして、キリストの体全体がみだらなものとなる。それゆえにみだらな部分を取り除かなければならぬ。人の抑制力を妨げる娼婦に対しても厳しい考えをもっていたのである。パウロはこういう人々は神の国を受け継ぐことはできないと断言している。

正しくない者が神の国を受け継げないことを、知らないのですか。思い違いをしてはいけない。みだらな者、偶像を礼拝する者、姦通する者、男娼、男色をする者、泥棒、強欲な者、酒におぼれる者、人を悪く言う者、人の物を奪う者は、決して神の国を受け継ぐことができません。(コリントの信徒への手紙一 6:10)

「娼婦」(ポルネー)は、「みだらな者」(ポルノイ)に含まれるだろう。パウロはこれらの者が決して神の国を受け継ぐことができないと言い、この手紙だけでなくガラテヤの信徒への手紙(5:19-21)においても同様のことが記されている。つまりイエスが説いた「神の国」の思想とパウロの主張はかなり異なっているのである。

ただしパウロは、この世のみだらな者と交際することを禁じてはいないこと

を見落としてはならない。「もし、そうだとしたら、あなたがたは世の中から出でいかねばならないでしょう」とパウロは弁明している（5:9-10）。そして、「兄弟と呼ばれる人で」（11節）みだらな行いをする人がいるのなら、そのような人とはつきあうな、と続けている。つまり教会の外部の人と内部の人を分けて論じており、外部の人にではなく内部の人への批判を行っているのである。それは、娼婦が受容される可能性も示す言葉でもある。つまり、娼婦がその身分を捨てることで教会に招き入れられるということである。イエスの場合は、ありのままで神の国に招かれている。しかし、パウロの場合はみだらな状態を捨てることで神の国に招かれるということである。このような限定付きとなるのは、教会という組織の存続を維持していくためである。すべての人に開かれる伝道の拠点である教会がみだらなものにならないための妥協点を探し苦悩するパウロたちの姿が垣間見られる。このように教会という組織を念頭においたパウロの具体的な指示が後世の教会に影響を与えていったのである。

2-4. 他の新約文書から

パウロ書簡以外で「娼婦」が登場するのはヘブライ人への手紙 11:31とヤコブの手紙 2:25の二箇所である。既に前章で「ラハブ」（ヨシュア記 2章以下）に関する記事を考察した（旧約聖書では「遊女」と訳されたが新約では「娼婦」）。旧約聖書で高い評価を得ていたラハブは、新約聖書でも同様の評価がある。

ヘブライ 11:31では「信仰によって、娼婦ラハブは、様子を探りに来た者たちを穏やかに迎え入れたために、不従順な者たちと一緒に殺されなくて済みました」と引用される。この11章では「信仰」がテーマとなり、古代の人々の信仰の例が記されている。そこにはアベル、アブラハム、モーセなどイスラエル人にとって偉大な人物が名を連ねており、ラハブはその内の一人として紹介されているのである。この箇所では「信仰」がテーマとはいえ、娼婦であるラハブが挙げられていることは驚くべきことである。

さらにヤコブの手紙 2:25では、「娼婦ラハブも、あの使いの者たちを家に迎え入れ、別の道から送り出してやるという行いによって、義とされたではあり

ませんか」と紹介されている。ラハブは斥候を救ったという功績により「義とされた」のである。ここでも息子イサクを祭壇にささげたアブラハムの信仰が高く称賛され、その後にラハブが続くという扱いである。父祖ア布拉ハムと同列におかれることで、ラハブの功績がいかに高く評価されていたかをわれわれは知ることができる。しかしそうは言ってもやはりラハブの場合は極めて異例と考えてよいだろう¹⁸。

3. 売春女性と教会

3-1. 教父時代

新約時代においてイエスは売春女性（娼婦）たちを拒絶するどころか、救いの道に招き入れようとしたのはすでに確認した通りである。しかし教会成立以降はその思想に修正が加えられていく。使徒パウロの場合、娼婦とのつき合いを禁止してはいないが、みだらな行いをした人々を教会から排除した。それは結果的に売春女性への差別や偏見につながることになる。「みだらな行い」と売春女性は切り離せない関係にあるからだ。

そうなると、彼女たちが教会の外にいる場合には露骨な差別は行われないが、教会内には入りづらいということになる。その結果教会自身の純度は保たれる。このような教会の姿勢は教父（使徒教父）時代にも受け継がれていき、さらにそれが鮮明となっていくのである。

教父時代とは新約聖書諸文書が閉じられる時代（100年頃）とカルケドン會議（451年）の間を指す。ローマ帝国によるキリスト教迫害時代とついにキリスト教がローマによる公認、そしてローマの国教となった時期である。異教の側からの激しい攻撃に対してキリスト教を擁護しようとした弁証家によってキリスト論や三位一体論などの重要な教義の基礎ができた時代でもある。

教父時代において娼婦や姦淫の問題はどのように扱われたか。バーン＆ボニー・ブーローによると、この時代のキリスト教では禁欲が性的純潔と同一視され、時によっては、性的な側面での神聖さばかりが重視されたと指摘する¹⁹。教父たちは競うように禁欲に励み、誘惑に打ち勝つように努力した。性的禁

欲は美德とされたが、ほとんどの教父は独身であったのでその努力は大変なものであったに違いない。

売春女性についての扱いに関しては、既に見たように聖書には直接的な禁止条項はないので、結局は個人的見解に基づくものとなった。その中でもひときわ影響力があったのがアウグスティヌス（ヒッポのアウグスティヌス）である。ブーローはアウグスティヌスがキリスト教に改宗する前、マニ教の宗派に属していたことを指摘する。マニ教はセックスを非常に罪悪視し、生殖を汚れたものであると考えていた。しかしアウグスティヌスは色欲を断つことができず愛人を次々につくり、母モニカを悩ませた。しかしついにキリスト教に改宗し、それからの人生を禁欲的に独身で通すことを誓ったのである²⁰。よく知られたエピソードであるがそんな彼だったからこそ、性に関する言及が多く、誘惑の力に負け続けた自分の経験から肉欲や痴情を「原罪扱い」するようになったのだろうと想像できる。

さてアウグスティヌスは、「売春婦はその職業をつづけるかぎり教会から排除されるべきだが、売春そのものは必要悪として是認される」という結論に達したという。われわれが見た使徒パウロたちの姿勢を継承しつつ、さらに複雑にしたといってよいだろう。つまり売春女性を社会から駆逐することの危険をふまえての決定である。「売春女性たちは社会が清廉潔白であるための代償にさせられていく」のである²¹。

3-2. 中世ヨーロッパのキリスト教会と売春女性

中世の聖職者たちも、売春は許されるものではなく厳しく取り締まる行為だと考えてはいたが、結局はアウグスティヌスの考えを踏襲した。さらに中世という時代は教会が大きく発展し一般社会と教会という境界が曖昧になった。教会がマジョリティになり、内部の人と外部の人という区別がつかなくなってきたのである。教会内だけを守れば良いという考え方から、社会全体をも守らなければならぬという考え方へ移行せざるを得なくなる。そのためにも売春婦は必要となるのである。中世の教会における聖職者たちは「売春婦がいなくなれば、既成の社会的、性的関係の存続が危うくなる」と考えるようになったとい

う²²。つまり中世では教会も世俗権力も、売春を必要悪と見なしており、悪いことではあるが、さらに大きな悪を防ぐためには是認しなければならない」という考えに至ったのである²³。その結果売春が蔓延していくことになった。ブーローは、それを示すものとして中世における売春宿に関する用語が膨大な数にのぼることを指摘している²⁴。

3-3. 宗教改革以降

16世紀に宗教改革を行ったプロテスタントでは売春女性をどう捉えていたのだろうか。プロテスタントの聖職者は教父よりも純潔を重んじなかった。禁欲を拒み、ローマ・カトリック教会の独身主義を批判した。マルティン・ルター やジャン・カルヴァンらは初期の教父に比べ、はるかに結婚を尊重していたことがわかる。ルターもカルヴァン自身も結婚しており、性行為についても肯定的であった。しかし、彼らは乱れた性関係についてはるかに頑固で厳しい態度を見せた。ルターもカルヴァンも、肉欲に負けて神の國の摂理の道を踏みはずした者には厳しい罰が加えられることを繰り返し説いていた²⁵。その際男をそそのかすのが売春女性であり、ルターは彼女たちを「悪魔の手先」と呼んだ。ルターの考えでは、女性は妻となり母となることがつとめであり、女性が売春婦になることは許せなかつたのである²⁶。このような考え方にはかなりの偏りが見られるし、肉欲に負けた原因を男性に求めるのではなく売春女性だけに求めるのは酷な話である。やがて売春女性に対してさらに差別や偏見が加えられる出来事が発生した。

売春は宗教改革者からのみ非難されたばかりでなく、「梅毒」の登場によりさらに攻撃されるようになったのである。梅毒は16世紀のヨーロッパで猛威をふるい人々に恐れられた。性行為を通じて感染する性病であるゆえに売春女性が問題とされたのである。彼女たちは厳しい処罰を受けることになった。当時の記録を見ると処罰の域を超えて拷問ともいえよう²⁷。売春女性に対するイメージはその後も変わること無く、彼女たちは絶えず世間から非難されていく。しかし同時に「必要悪」として消えることなく残り続けていくのである。

おわりに

性に関することや売春女性に対しての教義を決定するのは困難なことである。聖書各書の思想には幅があり統一された見解はない。それゆえに独自の解釈や対応が必要とされることになるのである。本来はイエス・キリストの姿勢が最も重視されるべきであろうが、キリスト教会は「みだらな行い」について寛容ではいられなかった。売春女性が教会から非難と除外の対象とされてきたのは時代を超えて共通する点である。ただしそうでありながらも、徹底的に非難したり、その救済に力を尽くしたりするのではなく、教会や社会における「必要悪」として容認されてきたのである。

注

- 1 旧約新約聖書大事典編集委員会編 『旧約新約聖書大事典』 教文館、1989年、640頁。
- 2 バーン＆ボニー・ブーロー 『売春の社会史（上）』 香川壇ほか訳、ちくま学芸文庫、1996年、74頁。
- 3 そのほか、旧約時代から新約時代に移ろうとする少し以前（紀元前2世紀）にもエルサレム神殿が異教徒に支配され、神殿娼婦と戯れるみだらな行為が繰り返されていたことが旧約続編のマカバイ記二6章にも記されている。
- 4 高橋虔、B. シュナイダー監 『新共同訳 旧約聖書注解 I』 日本基督教団出版局、1996年、90頁
- 5 高橋虔、B. シュナイダー監 『新共同訳 旧約聖書注解 I』 日本基督教団出版局、1996年、343頁。
- 6 『旧約聖書注解III』、54頁参照。
- 7 バーン＆ボニー・ブーロー、9頁。
- 8 大貫隆、他編『岩波キリスト教辞典』。2002年、248頁。
- 9 同上、参照。
- 10 馬場嘉市編 『新聖書大辞典』 キリスト新聞社、1971年、1410頁参照。
- 11 同上。
- 12 高橋虔、B. シュナイダー監 『新共同訳 新約聖書注解 I』 日本基督教団出版局、1991年、130頁。
- 13 たとえば『新共同訳 新約聖書注解 I』、『NTD 新約聖書注解 ルカによる福音書』、

- 14 F.B. クラドック 『現代聖書注解 ルカによる福音書』 宮本あかり訳、日本基督教団出版局、1997年、176, 179頁参照。
- 15 荒井寛 「マグダラのマリア再考：原始キリスト教におけるその位置づけ」 『日本學士院紀要』 64(3)、173-187頁、2010年、173頁。
- 16 山内淳「マグダラのマリア伝説の秘密」『日本大学芸術学部紀要』32, 69-78頁、2000年、76頁。ちなみに山内が指摘するように、マグダラのマリアとベタニアのマリアは東方教会の解釈では別人である。
- 17 バーン&ボニー・ブロー、172頁。
- 18 ラハブはイエスの系図（マタイ 1:1以下）にも登場する。つまりイエスはラハブの血統ということになる。ラハブに対する肯定的評価はユダヤ教のラビの伝承においては改宗者の模範とされているという。（『新共同訳 新約聖書注解 I』 33頁参照）。
- 19 バーン&ボニー・ブロー、170頁。
- 20 同上、184-188参照。
- 21 同上、188-189頁参照。
- 22 同上、290頁。
- 23 同上、313頁。
- 24 同上、314-315頁。
- 25 同上、338頁。
- 26 同上、343頁。
- 27 同上、363-365頁参照。